

掛川市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和4年3月 日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
18389	初馬水垂線	初馬字谷ノ坪829-1地先	水垂字大竹944-1地先	令和4年3月25日